

子どもの笑顔が育つまち。



栃木県大田原市

## 大田原市わがまちつながり構築事業補助金について

令和3年4月 1日 施行



## 1 趣旨

この補助金は、大田原市民が地域の特色を活かしながら実践する地域ぐるみによる地域づくり活動を支援することで、人口減少から生じる地域課題の克服や将来にわたる地域の活力の維持を目指します。

## 2 対象となる団体

次の要件を全て満たす団体が補助対象となります。

- ◇ 5人以上の個人を構成員とする団体であること
- ◇ 市内で活動を行う団体であって、規約、役員、会計等が明確であること
- ◆ 構成員に市税等の滞納がないこと
- ◆ 構成員に暴力団員がないこと

⇒ 上記◆の項目について、代表者が団体の構成員について確認をしてください。構成員に市税等の滞納者、暴力団員がないことについて、「誓約書」を提出していただきます。

## 3 対象となる事業

次の要件を満たす事業が補助対象となります。

- ◇ 栃木県わがまちつながり構築事業実施要綱の交付対象事業であること
- ◇ 市内において実施する地域づくり活動であること
- ◇ 大田原市未来創造戦略に位置付けられ、地方創生の取組を推進する内容であること
- ◇ 将来にわたり継続的に実施されていく事業であること
- ◇ 年度内に完了する事業であること
- ◇ 集客イベントの開催については、関係人口（※）の創出、拡大に資する事業であること。

※関係人口とは

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません

- ◆ 特定の団体（申請団体以外）又は個人が利益を受ける事業
- ◆ 政治活動又は宗教活動に類する事業
- ◆ 市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業
- ◆ その他市長が交付対象事業として適当でないと認めるもの
- ◆ 過去に大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金の交付を受けた事業でないこと

## 4 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費で、団体の運営費は対象外です。  
営利収入を目的にする経費（食材等の仕入れ、アーティスト出演料等）は、対象外です。

○対象となる経費

項目	主な経費の例
報償費	講演会などの講師謝金、外部招聘者への出演謝礼
旅費	講師の交通費（構成員の親睦旅行は除く）
消耗品費	文房具、被服類、種苗、工具、部品、容器など
燃料費	ガソリン代（通常経費と明確に区分できること）
食糧費	外部講師のお茶代、弁当代
印刷製本費	チラシ、ポスター、写真プリント
光熱水費	イベント時のガス料金
修繕料	構築物・機械・器具などの簡易な修繕
通信運搬費	郵便料（切手、葉書）、宅配料、
広告費	新聞、ラジオ等への掲載・宣伝
手数料	振込手数料、検査手数料、クリーニング代
保険料	損害賠償責任保険
委託料	会場設営業務委託、音響設営業務委託、警備業務委託
使用料・賃借料	備品レンタル料、会議室・会場借上料
備品購入費	機械、器具（ <u>単価20万円未満のもののみ</u> ）

●対象とならない経費

項目	主な経費の例
人件費	団体役員の手当、アルバイト料
報償費	構成員への日当・謝礼、参加者への賞品・賞金 他の団体へ祝金、協賛金
食糧費	外部講師のお茶代、弁当代以外の食糧費
光熱水費	事務所の電気料、水道料
修繕料	構成員が所有する動産の修繕
委託料	企画・立案に関する委託料（コンサルタント料）
使用料・賃借料	団体事務所使用料
備品購入費	単価20万円以上の備品購入
償還金	ローンの支払

※支払先、金額がわかるもの（領収書等）が必要です。

## 5 補助対象額

(1) 補助率：補助対象経費の 3/4

(2) 上限額：100万円

※(1)(2)のいずれか少ない額が補助額となります。

## 6 補助までの流れ（令和4年度）※予定

事前相談 4月上旬



事業提案書提出 4月中旬

### 【提出書類】

- ①事業提案書、②事業計画書、③事業収支予算書、④団体の規約等、⑤構成員名簿、⑥その他市長が必要と認める書類  
（栃木県わがまちつながり構築事業単位事業調書、収支予算書）



審査委員会 4月下旬

### 【審査項目】

- ①公益性、②団体の概要、③地方創生への寄与、④継続性  
⑤事業実施体制、⑥関係人口創出拡大への寄与（集客イベントのみ）



交付申請 5月中旬



交付決定 7月上旬（栃木県の交付決定後）



補助金交付 7月下旬以降



実績報告 事業完了後速やかに提出してください

### 【提出書類】

- ①実績報告書、②収支決算書（出納簿、領収書提示）、  
③ その他資料が認める書類  
（栃木県わがまちつながり構築事業単位事業調書、収支決算書）



額の確定 提出された書類を審査した後に額の確定を行います

## 7 事前着手

補助金の交付決定前に事業に着手（契約、支払）した場合は、補助金の交付対象外となりますが、わがまちつながり構築事業補助金については、事業着手前に事前着手届（様式第3号）を提出することにより、当該年度の4月1日以降の事前着手を認めます。

なお、事業提案書を審査した結果、補助事業として、不採択となる場合があります。

事前着手（契約、支払）をし、事業が不採択となった場合、当該費用は全額団体の負担となりますので、ご承知おきください。

## 8 計画変更

補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当するとなった場合は速やかに報告、相談してください。

- ◇ 収支予算のうち補助金額に変更が生じた場合  
→補助金の増額は原則認めません
- ◇ 計画している事業内容を変更しようとする場合  
→軽微なものを除く
- ◇ 事業が期間内に完了しない場合
- ◇ 事業の遂行が困難となった場合
- ◆ 補助金額の変更を伴う場合は、事業計画変更申請書の提出が必要です。
- ◆ 事業の進捗状況を確認するため、12月に事業状況報告書を提出していただきます。

## 9 その他

栃木県わがまちつながり構築事業単位事業調書、収支予算書、収支決算書については栃木県及び大田原市のHPに掲載されます。

## 9 担当

大田原市 総合政策部 政策推進課 政策推進係  
TEL 0287-23-8793 FAX 0287-23-8748  
メール seisakusuishin@city.ohatawara.tochigi.jp